

新型コロナウイルス関連情報

(日本への帰国に必要な検査証明書が取得できる検査施設の案内)

1. 日本への帰国・入国にあたり必要となる検査証明書につきまして、現在以下の施設において、日本政府の定める条件を満たす検査証明書の取得が可能であることを確認していますのでお知らせします。

●CORONA TEST WEST:<https://coronatestwest.nl>

鼻咽頭ぬぐい液(Nasopharyngeal Swab)による検査が可能。検査を受ける際には、日本への渡航のためのものであることを申し出てください(場所:アムステルフェーン)。

●SPEED COVID TEST:<https://speedcovidtest.nl/en>

唾液(Saliva)による検査が可能。Nasal and throat swab(鼻腔・咽頭ぬぐい)による検査は有効ではありませんので注意してください(場所:9カ所あり)。

2. 新たに検査可能な機関を確認した場合には、以下のページ(問2部分)を随時更新いたしますのでご確認ください。

https://www.nl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/r_corona_faq2.html

3. なお、採取検体につきましては、鼻咽頭ぬぐい液(Nasopharyngeal Swab/Smear または Nasopharynx)または唾液(Saliva)のいずれかを単独で使用したものに限って有効なものと認められており、二つ以上の検体を混ぜたものを検体として使用した場合には、すべて無効となります。上記の機関か否かにかかわらず、検査証明書を取得する際は、特に以下の点に注意してください。

(1)検体欄に複数の検体が記載されており(例えば、「Nasopharyngeal and throat swab」)、対応する結果が一つしか記載されていないものは、いずれも無効なものとみなされます。

【参考】有効な検査証明書として認められない例:<https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

(2)オランダでは、鼻と喉の両方(nose and throat)から検体を取得するのが一般的で、鼻咽頭ぬぐい液のみを用いた検査は一般的ではありません。検査機関の HP で検体について「nose and /or throat」などと書かれている場合には、鼻咽頭ぬぐい液のみの検査が可能ながありますが、鼻腔ぬぐい液(Nasal swab)※による検査のみを実施している場合もありますので、事前に十分にご確認ください。検体が鼻腔ぬぐい液(Nasal swab)または鼻(Nose)と記載されている場合は、有効なものとは認められません。

※鼻咽頭ぬぐい液と鼻腔ぬぐい液は、いずれも鼻から綿棒を入れて検体を採取しますが、検体の採取部位が異なります。

(3)唾液を使った検査を実施している機関も増えつつあります。鼻咽頭ぬぐい液のみによる検査を実施していない機関であっても、唾液による検査を実施している場合がありますので、こちらも併せてご検討ください。

(4)厚生労働省は、4月19日以降、検査証明書の条件を厳格化しています。以前に有効と認められていた検査証明書であっても、現在は無効なものとされている場合がありますので、過去に利用した検査機関を利用する場合も、あらためて条件を満たすかご確認ください。

【参考】検査証明書の必要記載事項や留意点について:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

(5)検査証明書については、所定のフォーマットの使用が強く推奨されています。まず、検査機関に所定のフォーマットが使用可能か確認し、それができない場合に任意のフォーマットを使用するようにしてください。

【参考】検査証明書の所定のフォーマット:<https://www.mhlw.go.jp/content/000769988.pdf>

(6)検査機関によっては、検体名を検査証明書に記載しない例があることを確認しています。検査方法が条件を満たす場合も、検査証明書を受領したら記載事項についてあらためて確認してください。

(7)検査証明書は、原則印刷されたものを提示する必要があります。電子データにより証明書を取得した場合も、トラブルを避けるため、可能な限り印刷したものをご用意ください。

【関係機関の連絡先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

日本国外から:+81-3-3595-2176(日本語, 英語, 中国語, 韓国語に対応)

関西空港検疫所:072-455-1283

成田空港検疫所:0476-34-2310

【関連領事メール】

4月16日(金)付 <https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100177473.pdf>

4月7日(水)付 <https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100172435.pdf>